

## THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW  
OF  
KANSAI UNIVERSITY

MARCH 2017

VOLUME LXVI

NUMBER 5・6

Special Issue for the 130th Anniversary  
of  
the Establishment of Kansai University

## Articles

- Track of Chiba's Theory of Legal Culture  
—basing on the Memorial Project of Masaji Chiba..... *Takeshi TSUNODA* (1)
- Liberté de conscience dans l'espace public de France  
—à partir de l'arrêt municipal antitiburkini  
édicte par le maire de la commune  
de Villeneuve-Loubet..... *Hisanori MURATA* (61)
- Ist der Begriff der verdeckten Gewinnausschüttung  
nutzbar in Japan?..... *Tadashi MURAI* (83)
- Presidential Legislation in India :  
Parliamentary Government and Ordinance..... *Nobuo KOCHU* (109)
- Rights of Subtenants Living in Public Housing Supplied  
by Sublease Agreement..... *Yoshiaki MIZUNO* (149)
- A Study of Market Power and "Substantial Restraint  
of Competition by Coordinated Interaction"  
in Merger Guidelines..... *Naokazu YOKOTA* (203)
- Gli spunti sul diritto marittimo di Trapani..... *Kazuhiko KURITA* (239)
- Revolutionarity and Salvation as a Refusal  
of Medium in Spinoza..... *Koo KAWAMURA* (319)
- Populism and Regional Parties in Belgium..... *Yumiko TSUDA* (371)
- Brexit and Europe in Crisis..... *Kanji TOKURA* (395)
- 
- On the Methods to Open Laws to the Public  
in Ancient China..... *Haruhito SADATE* (1)
- Keiichi Matsushita's Theory on City :  
In Search of Citizens' Self-Government..... *Toshio TERAJIMA* (23)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN関西大学  
法学論集

第六十六卷

第五・六合併号

平成二十九年三月

関西大学  
法学会關西大學  
法學論集第66卷 第5・6合併号  
平成29年3月

創立130周年記念特輯

## 論 說

- 千葉・法文化論の軌跡..... 角 田 猛 之 (1)  
——千葉正士追悼プロジェクトを手がかりにして——
- フランスの公共空間における信教の自由..... 村 田 尚 紀 (61)  
——ヴィルヌーヴ＝ルーベ市長反ブルキニ決定を  
てがかりに——
- 「隠れた利益処分」再論..... 村 井 正 (83)
- インドにおける大統領立法：議会政と大統領令..... 孝 忠 延 夫 (109)
- 借上げ公営住宅における入居者の保護について..... 水 野 吉 章 (149)
- 企業結合規制における市場支配力と  
「協調的行動による競争の実質的制限」..... 横 田 直 和 (203)
- トラパニ海法管見..... 栗 田 和 彦 (239)
- スピノザにおける「媒介」の  
拒絶としての革命性と救済..... 河 村 厚 (319)
- ベルギーにおけるポピュリズムと地域主義政党..... 津 田 由 美 子 (371)  
——フラーモス・ブロック（フラーモス・ベラング）を  
中心に——
- Brexit について考える..... 土 倉 莞 爾 (395)
- 
- 旧中国の法律公開の方法について..... 佐 立 治 人 (1)
- 松下圭一の都市論..... 寺 島 俊 穂 (23)  
——市民自治の可能性を開く——

關西大學法學會

関西大学法学会役員（五十音順）

会長 小泉良幸	柄谷利恵子 川口浩一 川口美貴(庶務)	滝川敏明 竹下賢(庶務)	松本哲泓 松元雅和
評議員 浅野宜之 荒木修 粟辻悠 飯島暢 五十嵐元道 池田慎太郎(庶務)	河村厚 木下智史 金玲 権南希 葛原力三(監査)	多治川卓郎(会計)	三浦潤(会計)
市川訓敏 市原靖久 今西康人 上田真二 浦東久男 占部洋之 大住洋 大津留智恵子 大仲土和(編集)	栗田和彦 栗田隆(編集)	辰巳直彦 田中謙 津田由美子 角田猛之 寺川永 寺島俊穂(庶務)	水野吉章 村上幸隆 村田尚紀 元氏成保 森岡安廣 森田崇雄(編集)
石橋章市朗 市川訓敏 市原靖久 今西康人 上田真二 浦東久男 占部洋之 大住洋 大津留智恵子 大仲土和(編集)	小泉良幸 後藤元伸(庶務)	中野徹也 西平等 西澤希久男 西村枝美(編集)	安武真隆 大和正史 山名京子 山名美加(編集)
岡本哲和(庶務)	今野正規(編集)	馬場圭太 羽原敬二 早川徹 廣川嘉裕 福島豪(会計)	山中敬一 山中友理(会計)
尾島史賢 梶原晶 春日偉知郎	坂本治也 笹本幸祐 佐立治人 佐藤やよひ 佐伯和也 下村正明 白須真理子 高作正博(編集)	福瀧博之 藤原稔弘 松尾知子 松代剛枝(庶務)	山野博史 山本慶介(会計) 由喜門眞治 横田直和 吉田栄司 吉田直弘 吉田徳夫 若松陽子(会計)

前号目次（第66巻第4号）

論 説

半大統領制とコアピタシオン：ド・ゴールからミッテランへ……………	土倉莞爾
連盟期の国際秩序構想における モーゲンソー政治的紛争論の意義（4・完）……………	西平等
山川雄巳の政策学：その特徴と意義……………	岡本哲和
古代レトリック再考（一）……………	粟辻悠
——ローマ世界における法廷実践の観点から——	
厳格審査の基準の機能と利益衡量について（二・完）……………	金原宏明
作為・不作為の区別と行為記述……………	山下裕樹

研究ノート

南アフリカ人権委員会……………	木村光豪
——パリ原則のローカル化という視点からの考察——	

翻 訳

アレックス・フレイム 「南太平洋諸国の憲法と慣習」（2・完）……………	角田猛之 飯島暢
ミヒャエル・バヴリック『市民の不法』（14）……………	川口浩一 原亜貴子

資 料

元朝の立法・刑罰・裁判……………	佐立治人
------------------	------

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- 1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。
  - 2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会の事務所は、関西大学法学部内に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。
- 1 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。
  - 2 政策創造学部教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。
  - 3 法学部、大学院法学研究科、法科大学院、政策創造学部またはガバナンス研究科の非常勤講師であって入会した者。
  - 4 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。
  - 5 政策創造学部の学生であって入会した者。
  - 6 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。
  - 7 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。
- 1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。
  - 2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 法学部長をもって充てる。
  - 2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。
  - 3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から7号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 この規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成27年7月22日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2017年3月6日 印刷

関西大学 第66巻

2017年3月13日 発行

法学論集 第5・6合併号

編集兼  
発行人

関西大学法学会

振替 00910-4-66882

印刷所

(株)富山房インターナショナル

東京都文京区千石2-25-11

発行所

関西大学法学会

大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

関西大学法学部内

